

資金決済に関する法律 20 条 1 項の規定に基づく

前払式支払手段の払戻しのお知らせ

2020 年 3 月 31 日の取扱いを終了した当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号  
株式会社馬車道
2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類  
旧馬車道商品券（500 円券）



3. 払戻しの申出期間  
2020 年 4 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日

※当該申出期間内の申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意ください。

4. 申出の方法  
払戻し対象である「馬車道商品券」をお持ちのお客様は、弊社各店舗にお申出下さい。
5. 払戻しの方法  
お持ちいただいた「馬車道商品券」と引き換えに同額の金額を振込み致します。
6. 払戻しに関するお問い合わせ先  
〒360-0161 埼玉県熊谷市万吉 2950 番地 1  
株式会社馬車道総務人事部  
048-539-1717

株式会社馬車道  
2020 年 3 月 31 日

## 馬車道商品券(500円券) 払戻申出書兼預り書

ご記入日            年        月        日

フリガナ			
氏名			
フリガナ			
住所			
電話番号	—    —	枚数	枚
振込口座(本人名義)			
金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店名	支店・本店
預金種類	普通・当座	口座番号	

**注意事項**

1. お手数ですが太枠内をご記入下さい。
2. 申出受付期間終了後は受付いたしかねます。 ※2020年6月30日迄必着
3. この払戻申出書と馬車道商品券(500円券)を同封の上、**簡易書留にて下記郵送先まで郵送にてお送り頂くか、お近くの馬車道グループ各店舗へご持参下さい。**

郵送先 〒360-0161 埼玉県熊谷市万吉2950-1  
株式会社馬車道 総務人事部宛

4. 本手続きにより得た個人情報については、本目的以外には使用いたしません。

切り取り線(以下の部分をお客様に交付)

預り証

様

馬車道商品券  枚 お預かり致しました。

年        月        日

店名

印

注) 代金が入金次第、預り証は無効となります。